

やまがた 労福協 NEWS 新年号 No.7

発行所/社団法人 山形県労働者福祉協議会 〒990-0044 山形市木の実町12-37
TEL.023-641-6503 FAX 023-641-6830 URL <http://yamagatarufuku.net/> 2011.1.1



幸せをつくるために

社団法人山形県労働者福祉協議会
理事長 大泉 敏 男

明けましておめでとうございます。

今年こそは明るい話題が多くなりますように祈念しております。

今、デフレ不況による倒産、倒産による解雇、解雇による生活苦・貧困、貧困による社会からの孤立、孤立によるメンタル・自殺という「悪の連鎖」がつくられています。09年度からスタートした無料での生活・労働相談事業（生活あんしんネットやまがた事業）における4月から11月までの相談件数は319件、前年比2.7倍となっています。就労就職相談55件、法律相談36件、心の悩み相談32件、多重債務相談29件、家庭問題相談28件、金銭・生活苦相談21件となっており、現在の社会状況を反映しています。

悪の連鎖は「個人の自己責任論」では解決できません。職場、地域、家庭での助け合いの精神、連帯感を取り戻し、幸せをつくるために、皆様と力をあわせて頑張っていきたいと考えております。今年もどうぞよろしく願いいたします。

本年も宜しくお願い申し上げます

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|
| ◆ | 監 | ◆ | ◆ | ◆ | ◆ | ◆ | ◆ | ◆ | ◆ | 理 | 専務 | ◆ | ◆ | 副 | 理 |
| | 事 | | | | | | | | | 事 | 理事 | | | 事 | 長 |
| 武 | 柏 | 山 | 小 | 大 | 飯 | 佐 | 田 | 岡 | 齋 | 神 | 高 | 武 | 三 | 門 | 大 |
| 田 | 木 | 口 | 座 | 友 | 澤 | 藤 | 中 | 田 | 藤 | 尾 | 橋 | 田 | 澤 | 脇 | 泉 |
| 正 | 実 | 清 | 岡 | 廣 | 登 | 昇 | 正 | 新 | 健 | 裕 | 朗 | 豊 | 裕 | 玄 | 敏 |
| 徳 | | | 俊 | 和 | 登 | 治 | 夫 | 一 | | 司 | | | | | 男 |



連合山形
事務局長 齋藤 健

新年明けましておめでとうございます。昨年中は連合山形の活動、各地域協議会の活動に対しますご支援ご協力、本当にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

さて、昨年は我々の期待とは裏腹に景気回復の遅れや政治の混乱など、取り巻く環境は依然として改善されない状況が続きました。そんな中、連合山形では「山形電子解雇撤回闘争の勝利」「最低賃金の大幅な引上げ」「非正規労働センターの設置」など成果に結びつく活動ができました。

今年の活動は、間もなく始まる春闘で、すべての労働者に波及する賃金の獲得をめざすとともに、4月施行される統一自治体選挙では、我々の代弁者となりうる議員を地方議会に送り出すため、推薦立候補者の当選をめざして組織の総力を結集し取り組みます。本年も課題が多い年となりますが諸課題の解決に向け、引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。

最後に、今年一年がご家族を含め皆さまに取りまして輝かしい年となることをご祈念申し上げ、年頭の挨拶といたします。



東北労働金庫山形県本部
本部長 門脇 玄

明けましておめでとうございます。昨年6月25日に開催された第7回通常総会におきまして、山形県本部長に就任いたしました。

就任前は山形県教職員組合の執行委員長として労働金庫運動に携わってききましたが、今後は経営者として参画することとなりました。立場が変わりましても、会員・組合員に対する労金運動の実践という意味では不変であり、会員の皆様の負担に代えていきたいと考えております。

さて、昨今の労働者を取り巻く情勢は、景気の影響から所得減少や雇用不安が続いており、勤労者福祉金融機関として労金が果たす役割の重要性は一層高まっております。勤労者の暮らしを金融面でしっかりサポートし、会員・組合員・関係団体との繋がりを深め、皆様の期待に答えられるよう奮闘していく所存であります。

本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

新春のあいさつ



全労済山形県本部
本部長 三澤 裕

あけましておめでとうございます。県労福協に団結する組合員の皆様には、ご家族共々爽やかな新年を迎えられましたことお慶び申し上げます。

旧年中は 労済山形県本部に多大なるご厚情を賜りましたことに深く感謝申し上げます。そして本年も変わらぬご愛顧の程、宜しくお願い致します。

新年にあたり今年の干支に因んで共済銀語をしたためましたので、是非応援してください。

- ① 運転に 欠かせぬ「見る」と 自賠責
- ② 災害に 備え万全 大型で
- ③ ギブ・テイク 労済理念は たすけあい
- ④ どの保障? 生活設計 お手伝い
- ⑤ 終身の 医療保障は 「こくみん」を

今年一年組合員とご家族の方々のご健康、ご多幸、ご活躍をお祈り申し上げます。



山形県労働者住宅生活協同組合
理事長 酒井 芳明

明けましておめでとうございます。山形県労働者住宅生活協同組合(住宅生協)です。常日頃は、当生協の事業に関してお力添え

を賜りまして本当にありがとうございます。

マイホームの建設は誰もがかなえない大きな夢です。働く仲間のそんな夢に少しでもお役に立ちたいと考えています。営利を目的とせず、相互の助け合いを基本とする協同組合ですから、ぜひご相談下さい。

あわせて、高齢者向け賃貸マンション「ガーデンテラス七日町」につきましても便利で安心、そして自由をコンセプトに老後を安心して、ゆったり過ごすこれからのライフスタイルを考え、オープン1周年を迎えました。ご利用の拡大に皆様からのご協力をお願いし、本年が、よい年でありますようご祈念申し上げ、新春のご挨拶といたします。



山形県生活協同組合連合会
会長理事 岩本 鉄也

新年あけましておめでとうございます。全国的に地方消費者行政予算はここ10年間で大きく減少してきています。これに歯止めをかけるべく、昨年9月に消費者庁が発足しました。山

形県においても、山形県消費者行政活性化基金(3億4,200万円)を活用して県独自の強化策が進められていますが、住民に一番身近な市町村における消費者行政の充実強化を求めています。

また、山形県は、「食の安全・安心条例」を「県の新たな総合発展計画の内容と調整を図る必要がある」として、2009年度内の制定を見送りました。しかし、「第3次山形県総合発展計画」には食の安全・安心について「農業の適正使用や食品表示の適正化など、生産から流通・消費まで、食の安全・安心を確保する取組みを強化する」としか記されていません。食の安全確保に関する信頼が揺らいでいる中において、全国に誇れる実効性のある「食の安全・安心条例」を、一刻も早く制定するよう求めていきたいと考えています。

今年も、いのちとくらし、地域を守るため、力を合わせて頑張っていきたいです。



山形県労働者信用基金協会
理事長 五十嵐 俊夫

新年明けましておめでとうございます。常日頃は、山形県労福協に集う仲間の皆様からのご指導・ご支援を賜り、心から感謝し厚く御礼申し上げます。

さて、2008年秋のリーマンショック以降の景況悪化は、雇用・賃金調整の形で勤労者の生活を直撃し、未だ多数の勤労者が景気回復を実感するには、至っておりませんし、本格回復には更に時間が必要であると思われま

す。これまで、山形労協は、労働金庫と共に勤労者に対する生活応援運動に積極的に取り組んできました。このような状況であるからこそ勤労者のための保証機関として、事業を行う時であると考えております。

今後とも、皆様方のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。本年が、皆様方に取りまして、良い年であることをご祈念申し上げます。

本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

山形県と懇談会 =要請行動や意見交換を実施=

11月10日、県労福協は「山形県と県労福協の懇談会」を行いました。県からは吉村美栄子山形県知事はじめ所管幹部5名が出席、労福協からは各加盟団体の代表者が15名が出席しての開催となりました。

例年、知事に対し要請書を提出してきましたが、今年は初めて「懇談会」という形式で行いました。知事には公務多忙の中で1時間半もの時間を取っていただき、要請行動だけではなく、県政と労福協の互いの現状と課題について意見を交わすことができ、大変有意義な懇談会となりました。

冒頭、県労福協の大泉理事長が、吉村知事に要請書を手渡し「12年連続で自殺者数が3万人を超える現状で、地域・職場での助け合いの精神、連帯感を取り戻していくことが求められており、労福協の役割もそこにあるのではないかと考えている。また、本日の懇談会では県政の現状と課題について理解を深めたい、知事には労福協の現状と課題についてご理解いただきたい」と挨拶しました。

続いて吉村知事は「県内の雇用状況は依然として厳しい状況が続いているが、更なる雇用対策を実施し、山形県雇用安心プロジェクトの着実な推進を図りながら、安定雇用に向けた道筋を確かなものとしていく」と考えを述べました。

その後、県政報告、県労福協の加盟団体の紹介や事業報告、意見交換と続きました。意見交換のテーマは「多重債務問題について」と「地方消費者行政の充実について」で、山形県のこれまでの取り組みや今後の強化策について意見を聞く事ができました。

以下、要請8項目と意見交換の内容となっています。



〈要請書を手渡す大泉理事長と吉村県知事〉

要 | 請 | 事 | 項 |

- ① 労福協に対する事業補助金の現状額の維持、並びに「生活あんしんネットやまがた事業」への支援の要請
- ② 東北労働金庫山形県本部との提携融資制度の継続措置の要請
- ③ 山形県労信協と各市町村が締結している提携制度の継続について支援の要請
- ④ 山形県教育基金協会の事業について、メールマガジン「労働やまがた」への定期掲載の要請
- ⑤ 食の安全保障について、全国に誇れる実効性のある「食の安全・安心条例（仮称）」の制定の要請
- ⑥ 石油製品の高騰に対し「投機マネー」の規制強化に働きかけ、並びに「福祉灯油」実施の要請
- ⑦ 消費者行政人員の拡充、消費生活相談員の待遇改善、人材育成について更なる強化の要請
- ⑧ 看護学校の増設、あるいは大幅な定員増の要請

意見交換の内容(抜粋)

(1) 多重債務問題について

「山形県多重債務対策協議会」を立ち上げ、多重債務問題への対策を強化していることは承知しています。この協議会には労福協及び労働金庫も参加しています。

2010年6月に改正貸金業法が完全施行されましたが、武富士の民事再生法、大阪府の貸金特区構想、クレジットカード現金化商法、悪質ビジネスのトラブルの増加など、新たな課題も生まれてきています。そこで次の点についてお聞きます。



●「山形県多重債務対策協議会」と、労福協や労金との提携について考えをお聞きたい。

(県知事)

貴協議会に対してはこれまで同様、山形県多重債務対策協議会を通じて連携していくとともに、貴協議会の「生活なんでも相談」や東北労働金庫の「サポートローン」などの情報について「多重債務者相談ハンドブック」を通じて情報提供していきたいと考えている。

●「山形県多重債務対策協議会」の充実強化策について、どのような考え方にあるのかお聞きたい。

(県知事)

山形県多重債務対策協議会では「多重債務者相談ハンドブック」を作成し、相談窓口の情報提供をしている。また、担当者の相談対応能力の向上を図るための「多重債務相談担当者研修会」の開催や、毎年11月に県内19か所(13市と各総合支庁)にて「無料相談会」を開催している。

今後はこれらの取り組みをさらにすすめていくとともに、関係機関との連携を強化し、相談者を相談機関に誘導する体制を充実していく。

(2) 地方消費者行政の充実について

2009年9月に消費者庁がスタートし、2010年2月には「地方消費者行政の充実と強化のためのプラン」を策定しました。

とりわけ消費者行政の土台である地方消費者行政や、相談機能を強化していくことが大切であると考えています。勤労者の大部分は消費者でもあることから、勤労者の生活と福祉の向上、そして安心・安全な生活を確保していくためにも、地方消費者行政は極めて重要であると思います。そこで次の点についてお聞きします。



●消費者行政をすすめていく「推進本部」の設置や組織について、どのような考え方にあるのかお聞きしたい。

(県知事)

県においては、総合的かつ効果的な消費者行政を推進するため、危機管理くらし安心局長を座長とし市内関係16課長を構成委員とする「山形県消費者行政連絡会議」を設置している。重要事項については副知事を議長とする「危機管理調整会議」と情報の共有を図りながら施策の推進を図っている。



●国の基金を活用した消費者行政の推進について、現段階での考え方についてお聞きしたい。

(県知事)

山形県消費者行政活性化基金については、県や市町村の消費生活センターを新規に設置したり、相談員の増員、国免活動の強化など消費者行政の充実に取り組んでいる。

なお、この基金の活用期限が24年度までに延長されたことから市町村に活用を働きかけたところ、24年度までに使い切る規模の事業計画が上がってきている。25年度以降についても財政措置を含めた支援制度について国に提案してまいりたい。

●相談員の処遇改善策や、相談員の専門性の向上についての支援策についてお聞きしたい。

(県知事)

10月現在、4地域に11名の消費生活相談員を配置している。

相談員に対しては、専門的な知識を要する事案の増加や、国の要望などもあり、「有資格者の在職年限を定めないこと」や、「有資格者加算」など処遇を改善してきたところである。

また、専門的な研修に参加させたり、県消費生活センターの相談員が市町村や新設したセンターに出向いて現地研修を実施して相談員の専門性の向上に取り組んでいる。

武富士問題

～民主党県連に要望書提出～

消費者金融大手の武富士が会社更生法の適用を申請した問題で、労福協は10月31日に民主党山形県総支部連合会の和嶋未希会長に対し要望書を提出し、利用者の過払金返還が確実なものとなるように特段の対策を講じるよう要望しました。

武富士は9月28日に会社更生法の適用を申請し経営破綻する事態となりました。破綻した一因として過払金返還請求の増加と言われていますが、そもそも武富士利用者にとっては払い過ぎた金利を返してもらうという正当な要求なのです。しかし、会社更生法を申請したことにより、過払金の返還が大幅に削減される可能性があるとの報じられています。

過払金は利用者へ確実に返還されなければなりません。特段の対策を講じるよう、民主党県連に要望しました。



〈和嶋会長へ要望書を手渡す大泉理事長〉

司法修習生への給費制が1年延長！

2010年11月26日、参議院本会議にて「司法修習生に対する給費制の廃止・貸与制導入」を一年間延期する裁判所法の一部改正案が可決・成立しました。これにより、2011年10月31日までの暫定措置ではありますが、司法修習生に給与が支給されることになりました。関係団体・組織の皆様には、ご理解とご協力をいただきましたこと、お礼を申し上げます。

2004年の裁判所法改正により、2010年11月から司法修習生に対する給費制が廃止され、貸与制が導入されることから、中央労福協の笹森会長を共同代表とした「司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会」が2010年6月に発足しました。

発足後は連絡会を中心に、街宣行動や賛同署名・請願署名の取り組みを行い給費制の存続を求めてきました。山形県労福協としましても、関係団体・組織のご理解とご協力をいただき、5,052筆の請願署名と賛同団体18団体を集約できました。

そして、改定裁判所法が施行された11月1日以降も、臨時国会での法改正を目指して引き続き活動を継続し、11月26日の裁判所法の一部改正に至り、貸与制導入の1年延長が実現しました。

ただし、貸与制導入を1年間先送りしただけに終わらせてはなりません。本法の時限である2011年10月31日までにより良い結論を得るために、幅広い市民参加による開かれた検討の場を速やかにスタートさせるよう求めています。引き続きご理解とご協力をお願いします。

参考：司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会
ホームページ <http://www.egg-supporters.net/index.htm>

地区労福協の活動紹介

西置賜地区労福協

会長 佐藤浩昭
事務局長 新野嘉則

長井市本町2-2-3 東北労働金庫長井支店内

TEL 0238-84-1100

相談活動展開中！

当地区では、多重債務者の救済に向けて、相談会は当地区の各自治体、各社会福祉協議会から後援いただき、クレサラネットワーク置賜との共催で、「債務整理無料相談会」を開催しています。長井会場で年8回、小国会場で年4回開催しています。相談数は減少傾向にありますが、司法書士の親身な対応で、相談者の多くが解決の方向性を見出し、相談会の広報を通じて、自治体、社会福祉協議会との連携が強まり、日常的な相談の増加に繋がっています。

また、11月19日(金)には、年1回恒例の弁護士による「無料法律相談会」を開催し、金銭問題や相続、家庭問題等、幅広い相談を受けました。

当地区協議会では、こうした相談会を継続開催することで、勤労者の「お悩み解消」のお役に立てるよう努めていきたいと考えています。

労福協から「お悩み解決のお手伝い」

債務整理無料相談会

クレジットやキャッシングでお困りの方、
お気軽にご相談下さい。

のご案内

2月19日(土)

会場：ろうきん長井支店

3月19日(土)

会場：ろうきん長井支店
ろうきん小国会場

相談時間 13:00~16:00

| | |
|-------------------------|------------------|
| 東置賜地区労福協 | 会 長 神 棒 久 志 |
| | 事務局長 手 塚 靖 |
| 南陽市栲塚1607-4 東北労働金庫南陽支店内 | TEL 0238-40-3511 |

熱戦、ボウリング大会!!

去る6月21日、8団体参加により開催されました。県大会の予選も兼ねたこの大会、日頃のストレスを吹き飛ばすかのごとく、思う存分楽しみました。個人優勝は、女性が射止めるという快挙でした。



多重債務対策意見交換会開催

10月20日、当協会主催により南陽市役所において、一市二町(南陽・高島・川西)関係部署、社会福祉協議会、司法書士、労働金庫ら計17名の参加による意見交換会が行われました。

「過払い事案の減少」、「セーフティーネット貸出の現状と課題」、「利息制限法内での新たな多重債務問題」、「貧困やこころの問題など様々な角度から議論がなされました。

| | |
|-------------------------|------------------|
| 米沢地区労福協 | 会 長 富 樫 光 昭 |
| | 事務局長 佐 藤 久 志 |
| 米沢市金池2-2-14 東北労働金庫米沢支店内 | TEL 0238-23-2601 |

好評!親子で楽しくものづくり 「米沢親子ものづくり塾」を開催

米沢地区労福協では構成9団体が分担して、各種事業を行っております。今回は連合置賜地協が担当している「米沢親子ものづくり塾」を紹介いたします。

ものづくりの街米沢から、子供たちの「ものづくり」への関心を高め、更には「はたらくこと」への関心を高めることを目的に開催しています。

今回は5回目となりますが、3月14日(日)米沢市すこやかセンターにて前年に引き続き高島町「スモークファイン」の片平琢朗さんを講師に招き、15組約35名の親子が、無添加の手作りソーセージ作りに挑戦しました。片平さんは本場ドイツの世界的な品評会で受賞経験があり、安心安全・手作りにこだわった本物のハム・ソーセージを製造販売している方です。参加者からは毎回好評を博しており、今回も真剣に楽しく取り組みました。



講演会のお知らせ

その他詳細については
後日連絡いたします。
問合せ先 東労福協

近年、家庭と職場におけるメンタル問題が増えています。

仮演題 「専門的立場からみたメンタル問題、その対応」

日時 3月23日(水) 午後3時～

場所 大手門パルズ 3階「美」

講師 後藤 裕 先生
(木の葉町診療所 所長)

会議・宴会には

JR山形駅から徒歩約12分・安い! 会議室利用料 新年会ご予約承り中

大手門パルズが便利です

■お申込み・ご相談は
電話023-624-8600/FAX023-631-3143

■ホームページもご覧ください
<http://www.otemon-pals.jp>



パーティー・宴会・集會・レストラン
大手門パルズ
(株)山形県労働者福祉センター
〒990-0044 山形市木の実町12番37号

生活なんでも相談Q & A No.2

生活あんしんネットやまがたでは、「生活なんでも相談事業」を行っています。相談内容は法律相談、労働相談、多重債務相談、生活相談、就労相談など、なんでも受け付けます。相談無料、秘密厳守となっておりますので、お気軽に安心してご相談下さい。

今回も労福協顧問の設楽作巳弁護士より回答頂き、Q&A 方式で掲載致しますのでご参考下さい。(※個人情報保護のため相談内容の一部を変更しています)



<弁護士 設楽作巳先生>

Q (60代・男性からの相談)
隣家に植えてある黒竹の枝葉が境界を越えて、私の家の方まで伸びてきている。目に刺さりそうで危ないので切りたいが勝手に切っても良いか。

A 民法233条1項に「隣地の竹木の枝が境界を超えるときは、竹木の所有者にその枝を切除させることができる」とあります。

従って勝手に切ることは出来ないことになります。まずは越境した枝を切ることを隣に請求します。請求しても相手が応じない場合は「切除せよ」という裁判をすることになります。

『相手が応じない時は何でも裁判に出せ』というのは日本の法律の典型例ですが、問題だと思えます。裁判に出しても時間と費用がかかり、急場の要に合わない事例が多いのです。

裁判で切除することが容認されても相手が応じない場合は、代替執行の許可と費用立替払の裁判を求めることとなります。その許可を得て、自分で越境した枝を切除し、その費用を相手に請求するという順序になります。面倒ですね。

ドイツ民法のように相当の期間を定めて切除を催告し、相手が期間内に切除しない場合は自分で切除することが出来るという具合に改正されたら良いと思えます。

Q (70代・女性からの相談)
夫が10年以上前に東京へ出稼ぎに行き、その後音信不通で行方不明である。離婚したいがどうすると離婚できるか。

A 離婚する方法に協議離婚と裁判離婚の二つの方法があります。協議離婚は夫婦がお互いに話し合って離婚することの合意ができた場合に、市町村長に協議離婚の届書を提出することによって成立します。

本問のように夫が行方不明では協議することができないので、協議離婚の方法はとれないことになります。裁判離婚は相手が行方不明でもできます。ただ裁判離婚の場合は離婚原因が法定されています。

民法第770条 夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提訴できる

1. 配偶者に不貞な行為があったとき
2. 配偶者から悪意で遺棄されたとき
3. 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき
4. 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込がないとき
5. その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき

本問では2、3に該当し離婚原因となります。

そこで方法として裁判所に離婚の訴えを出すことになります。行方不明の夫には公示送達の方法で訴状を送達します。公示送達とは、送達すべき書類を書記官が保管し、受取者が出頭すればいつでも交付するというものを裁判所の掲示板に掲示して2週間経過すると書類が送達されたという制度です(民訴法111条、112条)。

その後はあなたが裁判所に出廷し上記2、3の事実を陳述して判決となり、判決が確定すれば離婚が成立したことになります。市町村への届出は必要ですがこの届出は効力要件ではなく、報告書ということになります。

細かい問題が色々あり、一人でやるのは難しいと思います。専門家に依頼しましょう。

生活なんでも相談

なんでも
お気軽に
ご相談ください。



あなたと
一緒に
考えます

相談は無料

生活あんしんネットやまがた ☎0120-39-6029

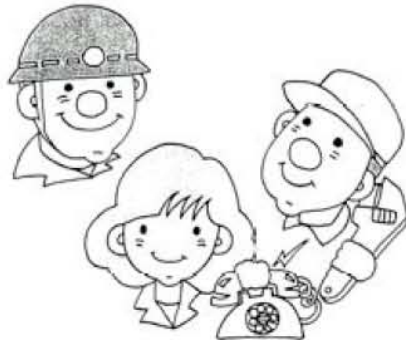
保証は労信協！

労信協は働く仲間の保証人

東北労働金庫の保証協会です

《山形県・各市町村がバックアップ》

各自自治体では、諸制度を実施し、皆さんの暮らしを応援しています。



保証料の補給制度

低利の融資制度



財団法人 山形県労働者信用基金協会
山形市木の実町 12-37 電話023-632-6750

応援します、 未来の主役たち。

協会の目的

山形県内の地域社会に有為な人材の育成と若者の県内への就職・就業を促進、県内企業の発展に寄与していくことを目的としています。

協会の事業

1. 利子補給制度
2. 就職を促進するための情報提供
3. 産業経済および雇用状況の調査
4. 勤労者の経済的地位と福祉の向上

利子補給の制度

ろうきん教育資金「ふるさと奨学ローン」をご利用し、お子様が卒業後、山形県内に就職または就業した場合、それ以降の利子に対してお一人様元金200万円を限度に、年1.0%分を(財)山形県勤労者育成教育基金協会より補給する制度です。

ふるさと奨学ローン

利子補給制度

卒業後、山形県内に就職または就業した場合は、それ以降の利子に対して元金200万円を限度に、年1.0%分が(財)山形県勤労者育成教育基金協会より補給されます。



- お使いみち／ご本人や家族の方の教育費用としてご利用いただけます。
- ご融資金額／最高1,000万円
- ご融資期間／固定金利型 最長10年
(仕送りサポート返済)が可観です。
- 保証人／当金庫指定の保証機関をご利用いただきますので原則として不要です。
- 金利・保証料はろうきん各支店へお問合せ願います。

■ 取扱い金融機関 … 東北労働金庫 山形県内各支店

※審査の結果、ご融資できないなどご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
※店頭にて説明書を用意しております。

2011年1月1日現在

お問い合わせは (財) 山形県勤労者育成教育基金協会

〒990-0044 山形市木の実町12-37 (大手門パルス内) TEL 023-635-0101 FAX 023-635-0102

ガーデンテラス七日町

GARDEN TERRACE
nanokamachi

“人生をゆったり過ごす場所”

高齢者向け賃貸マンション
ガーデンテラス

七日町

108,000円/月 ~ 209,000円/月
(A1タイプ: 33.70㎡) (B2タイプ二人部屋: 42.59㎡)

プライバシーと安全を大切に、
管理スタッフが常勤し安心して快適な暮らしをサポートいたします。

緊急時対応サービス

フロントサービス

お食事サービス (お取り寄せ)

皆様のライフスタイルを最優先する、便利で安心、そして自由な
高齢者向け賃貸マンションです。



平成二十三年元旦

旧年中は格別のお引き立てを賜り
厚くお礼申し上げます
本年もご愛顧の程お願い申し上げます

謹賀新年



貸全



山形県住宅生活協
山形県高齢者住宅生活協同組合

山形市上柳1297 大分ビル1階
TEL 023-686-6261
FAX 023-687-2570

お問い合わせ

0120-32-6878

<http://www.yjs.or.jp/>

山形県生活協同組合連合会 印刷

県内連帯で新たなくらしの創造へ



CO-OP



山形県生活協同組合連合会

山形市上柳67-1 TEL 023-686-6261
FAX 023-687-2570

団体会員の方は
保証料不要!

ろうきん 住宅ローン



<お取扱い期間>

2010年9/1(水) ▶ 2011年3/31(木)

期間中にお申込みを頂け、2011年9月30日(金)までご実行のご融資が対象となります。

住宅の新築・購入はもちろん、他の金融機関の住宅ローンのお借り換えにも、ご利用いただけます。

ろうきん住宅ローン 適用金利 (2010年12月1日現在)

<固定金利選択型>

10年もの

年1.95%

3年もの

年1.10%

5年もの

年1.50%

さらに
年0.10%
金利引下!

下記の2項目いずれにも該当する方は、上記金利より更に年0.10%金利を引下げいたします。

- 団体会員の方または当金庫提携業者などのハウスメーカーのご紹介でお申込みをされる方
- 給与振込 (または年金振込) および公共料金 (電気・電気・水道・NHK・ガス料金) の口座振替を3項目以上ご指定されている方。(同一生計のご家族名義でも可)

<金利引下げ後の適用金利>

10年もの 年1.85%

3年もの 年1.00%

5年もの 年1.40%

- 「団体会員以外の方」は、別途保証料が必要です。
- 上記金利は新築ご融資時の当初特約利率に適用されます。

- 期間中、大幅な金利変動により適用金利を見直す場合があります。
- 上記金利設定および適用金利設定住宅ローンもお取扱いしております。

◎当初特約利率終了後は、固定金利選択型の場合は変動金利型または固定金利選択型を、上限金利設定型の場合は変動金利型または上限金利設定型をご選択いただけますが、その時点で一般金利が適用され、ご返済額も再計算いたします (固定金利選択型から上限金利設定型へ、上限金利設定型から固定金利選択型への変更はできません) (固定金利選択型を再選択される場合・自随更新型の場合には、金利を引下げる制度がございます)

◎変動金利型及び上限金利設定型は、ご返済期間中に4月1日、10月1日現在の「労働金庫住宅ローンプライムレート」を適用金利として金利を見直し、それぞれ9月1日、翌年3月1日より適用いたします。

※「団体会員の方」とは、東北労働金庫に出演している次の団体に所属されている構成員の方です。①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で、勤続する事業体の事業年数が3年以上経過しているなど一定の条件を満たす団体(同一企業に限りません)

ご融資金額：最高1億円

- ご利用いただける方/◎お借入れ時の年齢が原則第20歳以上で、ご返済時の年齢が75歳未満の方 ◎勤続年数が1年以上の方、前年の税込年収が150万円以上の方 ◎当金庫の審査基準を満たされる方
- 保証/当金庫指定の保証機関をご利用いただけます。「団体会員以外の方」は別途保証料が必要です。(年0.12%~年0.36%)
- 担保/原則としてご融資対象物件(土地・建物)に第1順位の抵当権を設定していただきます。
- 手数料/取扱手数料10,500円(税込)。その他、金額・利率・返済、変動金利型から固定金利選択型・上限金利設定型等への切替の時など所定の手数料がかかります。

※審査の結果、ご融資できないなど、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※店頭でご返済額の計算をいたします。また、東北ろうきんホームページでも計算できます。 ※店頭に説明書をご用意しています。 2010年12月1日現在



詳しくはお近くのろうきん窓口、またはフリーダイヤルまでどうぞ。
東北労働金庫山形県本部

0120-1919-02
<http://www.tohoku-roukin.or.jp>

ZENROSAI NEWS



変わらない「安心」を、 お届けしていくために。

こくみん共済

◎総合医療共済

◎せいめい共済

ねんきん共済

自然災害保障付 火災共済

社会福祉付 火災共済

マイカー共済

自賠償共済

交通災害共済

団体生命共済

セット移行共済

慶弔共済

責任品質。

全労済は、益利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをのぞいています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

保障のことなら
全労済
全労済は共済生協組織8連8会

全労済山形県本部 山形市城南町1-18-22/TEL.023-646-4666